

◎新潟県告示第1056号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画（前年度翌債分）（平成27年4月17日新潟県告示666号）を次のとおり変更する。

平成27年8月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
魚沼市	魚沼市の第14-2計画区・第S12計画区・第S13計画区及び第S15計画区	平成27年4月1日から平成27年12月28日まで
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第3計画区及び第4計画区	平成27年4月1日から平成27年10月30日まで
十日町市	十日町市の市街第6計画区及び市街第7計画区	平成27年4月1日から平成27年12月31日まで
糸魚川市	糸魚川市の第19計画区及び第21計画区	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで